

知っていますか？

「旭市定住促進奨励金」

人口減少対策の一環として、市内に定住する意思をもって住宅を取得し転入した人に、奨励金の交付を行っています。

交付要件／●平成24年1月1日以後に住宅を取得（自ら新築あるいは新築住宅または中古住宅を購入したもので所有権登記されたもの）し、定住のために市内に転入している。●住宅の取得日と転入日との間に1年以上の期間がない。●転入日から起算して過去3年以上市外に住所を有していた。●交付申請時に市内に定住している。●世帯全員が市税などを滞納していない。●過去に定住促進奨励金の交付を受けていない。●奨励金の額／50万円

申し込み方法／企画政策課にある申請書および誓約書に必要事項を記入し、申し込んでください。申請書などは市ホームページからもダウンロードできます。

必要なもの／●住民票の謄本
●世帯全員の戸籍の附表の写し
●家屋の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
●世帯全

員に市税などの滞納がないことを証する書類など

●企画政策課企画調整班（☎62・5307）

地域完結型医療を考える

「患者さんがより良い医療を受けるためのシンポジウム」

日時／11月30日（日）午後2時～
場所／いいおかユートピアセンター

内容／基調講演、パネルディスカッション

定員／300人

入場料／無料

申込期限／11月21日（金）

●企画政策課企画調整班（☎62・5307）

軽スポーツを通して交流を

旭市復興支援「健康体力づくりフェスティバル」参加者募集

日時／11月24日（月・振休）午前8時30分受け付け開始

場所／旭スポーツの森公園

種目／●ドッジボール（小学校4～6年生）…1チーム20人まで（女子児童5人以上含む）

●グラウンドゴルフ（一般・小学生の部）…1チーム3人

●ティーボール（小学校4～6年生の女子児童のみ）…1チ

ーム10～12人 ●ペタンク公開演

※雨天の場合、グラウンドゴルフとティーボールは中止。

申込期限／●ドッジボール、ティーボール…11月7日（金）

●グラウンドゴルフ…11月14日（金）

申し込み方法／総合体育館、海上公民館、千湯公民館、いいおかユートピアセンターにある申込書に必要事項を記入し、申し込んでください。

※小学生の部は、学校を通じて申し込んでください。

●企画体育振興課体育振興班（☎64・1132・総合体育館内）

二十歳の門出を祝う

「旭市成人式」

日時／平成27年1月11日（日）午前10時～

※受け付けは午前9時～

場所／東総文化会館大ホール

対象／平成6年4月2日～7年4月1日生まれの人

※該当する人に案内状を郵送します。本市出身で市外に住む人は事前に連絡してください。

●企画生涯学習課社会教育班（☎55・5727）

旭中央病院便り vol.27



<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

「紹介状の持参」に理解と協力を

当院では、地域のかかりつけ医（医院や診療所など）と役割を分担し、連携しながら適切な医療を提供する「地域医療連携」を推進しています。そのため、次の診療体制を取っています。

初診／原則、医療機関から当院宛ての紹介状が必要

再診／予約が必要

産業まつりで健康チェックしませんか

今年も「いきいき旭・産業まつり」「ふるさとまつり・ひかた」に参加します。血圧・体脂肪測定や、医師による健康相談、心肺蘇生法の講習などを予定しています。健康チェックの場として役立ててください。

日時／11月9日（日）午前10時～午後2時
場所／旭文化の杜公園（旭中央病院ブース）

世界糖尿病デー・ブルーライトアップイベント

11月14日は世界糖尿病デー。地域の建物を、啓発のシンボルカラー「青」にライトアップするイベントを開催します。当院の診療圏は、糖尿病患者および予備群の人が多い地域です。この機会に意識を高めましょう。

日時／11月14日（金）、15日（土）午後5時～9時

場所／飯岡刑部岬展望館～光と風～

※14日は、病院本館北側の「旭中央病院」サインもライトアップします。

高めよう健康意識「第51回市民健康講座」

「皮膚の病気」と「インフルエンザ」についての講演を行う予定です。費用は無料で誰でも参加できます。

日時／12月6日（土）午後2時～4時

※午後1時20分JR旭駅発、旭中央病院行きバスあり。

場所／本館3階しおさいホール

●旭中央病院（☎63-8111・代表）

年末調整や確定申告には

社会保険料控除証明書の添付を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税や市県民税の社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには？

年末調整や確定申告をするときに、今年1年間に納付した国民年金保険料額を申告してください。納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から11月上旬に送付されますので、申告書に添付してください。

証明書の内容は？

- ①平成26年の1月から9月末までに納付された、国民年金保険料額(追納、後納分含む)
- ②年内に納付が見込まれる国民年金保険料額

年の途中から国民年金に加入した人の証明書は？

10月1日以降に初めて納付する人は、来年2月に同様の証明書が送付されます。

納付忘れがあっても大丈夫？

年内に納付すれば、今年分の

控除対象となり申告することができます。

領収書を添付、または提示して申告してください。

家族の国民年金保険料を納付した場合？

納付した人の所得税などの控除対象とすることができます。

年末調整などの手続きのときに、自分の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、家族の分の証明書も一緒に添付する必要があります。

日本年金機構ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570・058555、IP電話・PHSからは☎03・6700・1144

【受付期間】

11月4日(火)～平成27年3月16日(月)

※祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

【受付時間】

平日／午前9時～午後7時

毎月第2土曜日／午前9時～午後5時

ホームページ／<http://www.nenkin.go.jp/>

岡佐原年金事務所(☎0478・54・1442)

正しく飼いましょう

11月は「動物による危害防止対策強化月間」

動物を飼う人は、次のことに注意して、正しく飼いましょう。

●犬が人をかんでけがをさせた場合、飼い主は保健所に届け出てください。

●犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させるときは、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。

●犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は、法律に定められた飼い主の義務です。

●猫は屋内で飼いましょう。猫による他人への迷惑を防止でき、病気や交通事故などから猫を守ることができます。

●猿、蛇などの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また動物

が逃げ出さないよう、施設の管理には十分注意を払ってください。逃げた場合は、直ちに保健所、警察に通報してください。

●動物には、迷子札やマイクロチップを着けるなど、飼い主が分かるようにしましょう。

●動物は責任を持って最後まで面倒を見ましょう。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、動物を絶対捨てずに、保健所や県

動物愛護センターなどに相談してください。

県動物愛護センターでは「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また学校や地域の集会などに、講師の派遣も行っています。

●岡海健康福祉センター(☎0479・22・0206)、八日市場地域保健センター(☎72・1281)、県動物愛護センター(☎0476・93・5711)、市環境課環境美化班(☎62・5329)

義務付けられています合併・単独処理浄化槽の清掃(汚泥引き抜き)

浄化槽は、1年に1回以上の清掃を実施することが義務付けられています。清掃は東総衛生組合の許可を受けた業者に依頼してください。

【清掃許可業者】

(旭市)

- (株)加藤設備(☎63-8277)
- (株)旭住宅(☎63-8150)
- 旭衛生センター(株)(☎63-9551)
- (有)いしげ水質管理センター(☎63-2282)

(匠瑳市)

- (株)トーソーエンバイテック(☎72-4231)
- (有)銚子浄化槽管理センター(☎73-3840)

(横芝光町)

- (株)五十嵐商会海匠営業所(☎84-1119)
- (有)光クリーンセンター(☎84-2244)
- (有)ユート・アメニティ(☎84-3270)

岡東総衛生組合旭クリーンパーク(☎62-0794)、市環境課環境美化班(☎62-5329)